

令和7年度 所定疾患施設療養費の公表について

介護老人保健施設においてご入所者様の医療ニーズに適応する観点から、対象となる疾患（以下に記載）を発症した場合における施設での医療に関して評価されることになりました。

厚生労働省が定める基準に基づき所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表いたします。

【算定要件】

1. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹 ・蜂窩織炎 ・慢性心不全の増悪
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
6. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診察を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
7. 当該加算の算定後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
8. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。

【疾患別の主な治療内容（投薬、検査、注射、処置等の内容）】

肺炎	聴診、血液検査、胸部 X-P、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）喀痰吸引など
尿路感染症	尿検査、血液検査、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射など
带状疱疹	抗ウイルス薬の内服、抗ウイルス剤の点滴注射など
蜂窩織炎	血液検査、抗菌薬の内服、抗菌薬の点滴注射など
慢性心不全	血液検査、尿検査、胸部 X-P、血中酸素濃度の測定、酸素吸入、抗生剤や利尿剤の内服・点滴・内服など

令和7年度所定疾患施設療養費算定状況（令和7年4月～令和8年3月）

診断名/年月	令和7年度													合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9	12
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	65	82
尿路感染	人数	2	3	4	0	2	3	3	6	4	8	6	5	46
	治療日数	13	18	38	0	7	10	13	38	30	48	27	29	271
带状疱疹	人数	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	治療日数	0	7	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	25
蜂窩織炎	人数	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	5
	治療日数	4	0	5	4	0	0	0	0	0	0	15	0	28
慢性心不全 増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

介護老人保健施設サンフローラみやざき 令和8年4月24日作成